

# 令和5年度第1回埼玉県少子化対策協議会 次第

日時：令和5年8月7日（月）

13：30～14：30

方法：Zoom

## 1 開会

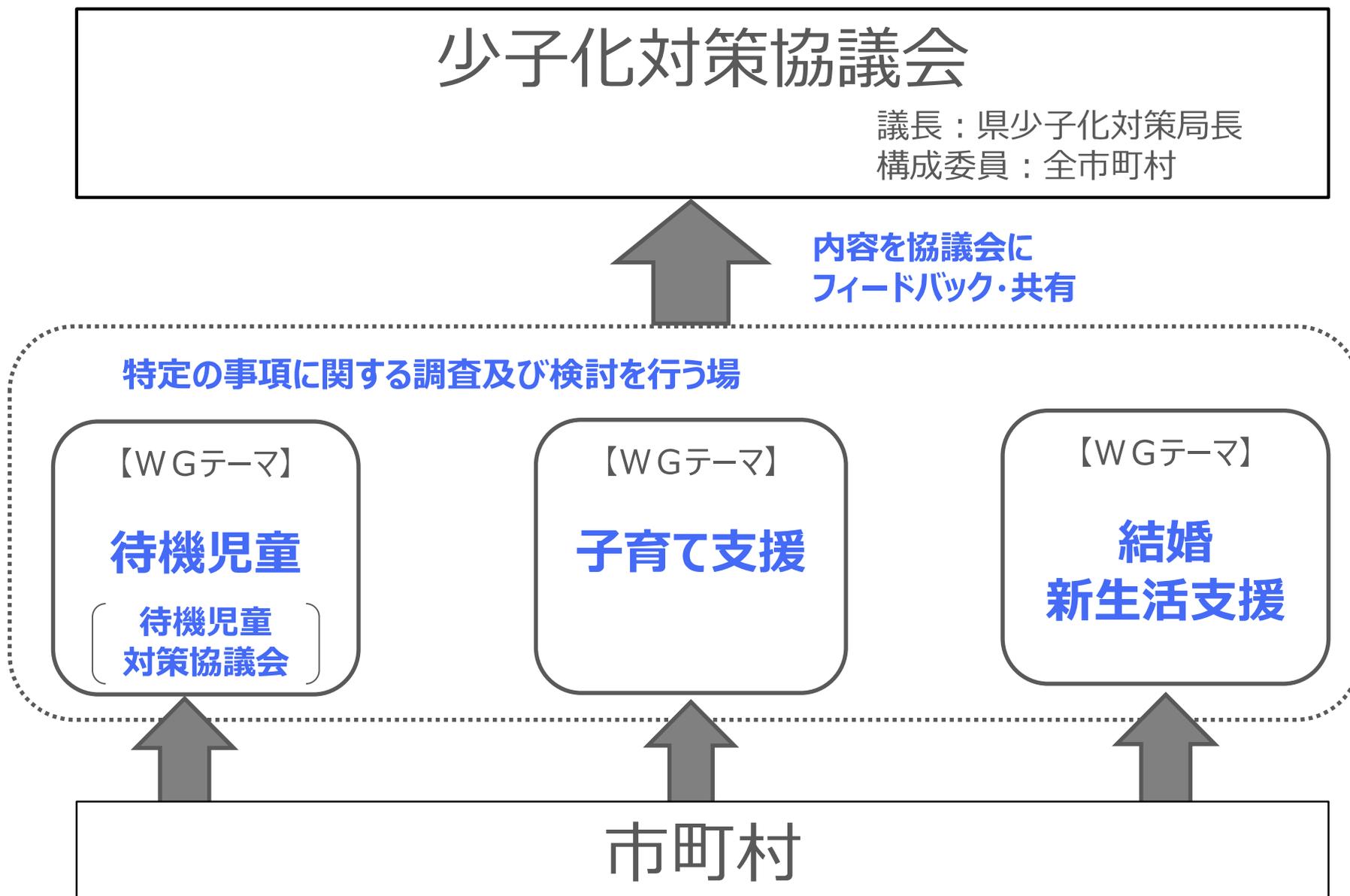
## 2 挨拶

議長（埼玉県福祉部少子化対策局長）

## 3 議題等

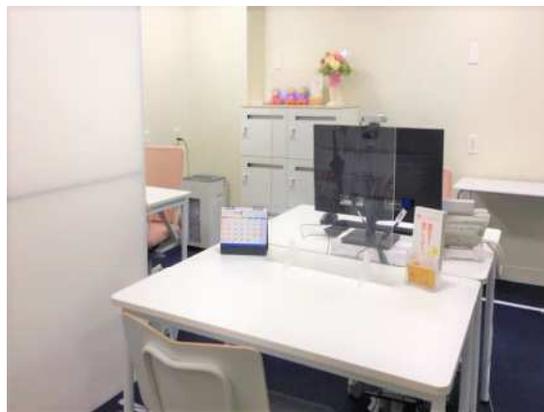
- （1）令和5年度における少子化対策協議会の運営について
- （2）SAITAMA 出会いサポートセンター事業について
- （3）結婚新生活支援事業（地域少子化対策重点推進交付金）について
- （4）子育てファミリー応援事業について
- （5）埼玉県子供の居場所等地域ネットワーク支援事業について
- （6）面会交流支援事業について
- （7）ひとり親家庭スタートアップ支援事業について
- （8）「こどもまんなか応援サポーター」宣言について

## 4 閉会



## 結婚支援サービス「恋たま」とは

- ・ 結婚を誠実に希望する独身男女に出会いの機会を提供する公的な結婚支援センターとして、官民連携で設置（平成30年10月から事業開始）
- ・ 官民連携の運営協議会（県、市町村、企業等）が主体となって運営
- ・ AIによるマッチングシステムを中心に、婚活支援サービスを提供（利用登録料：2年間で16,000円）



※ 相談コーナーの一例（「出会いサポートセンターさいたま」。さいたま市大宮区）

## 「恋たま」の実績①

## 利用登録者数（累計）15,000人を突破

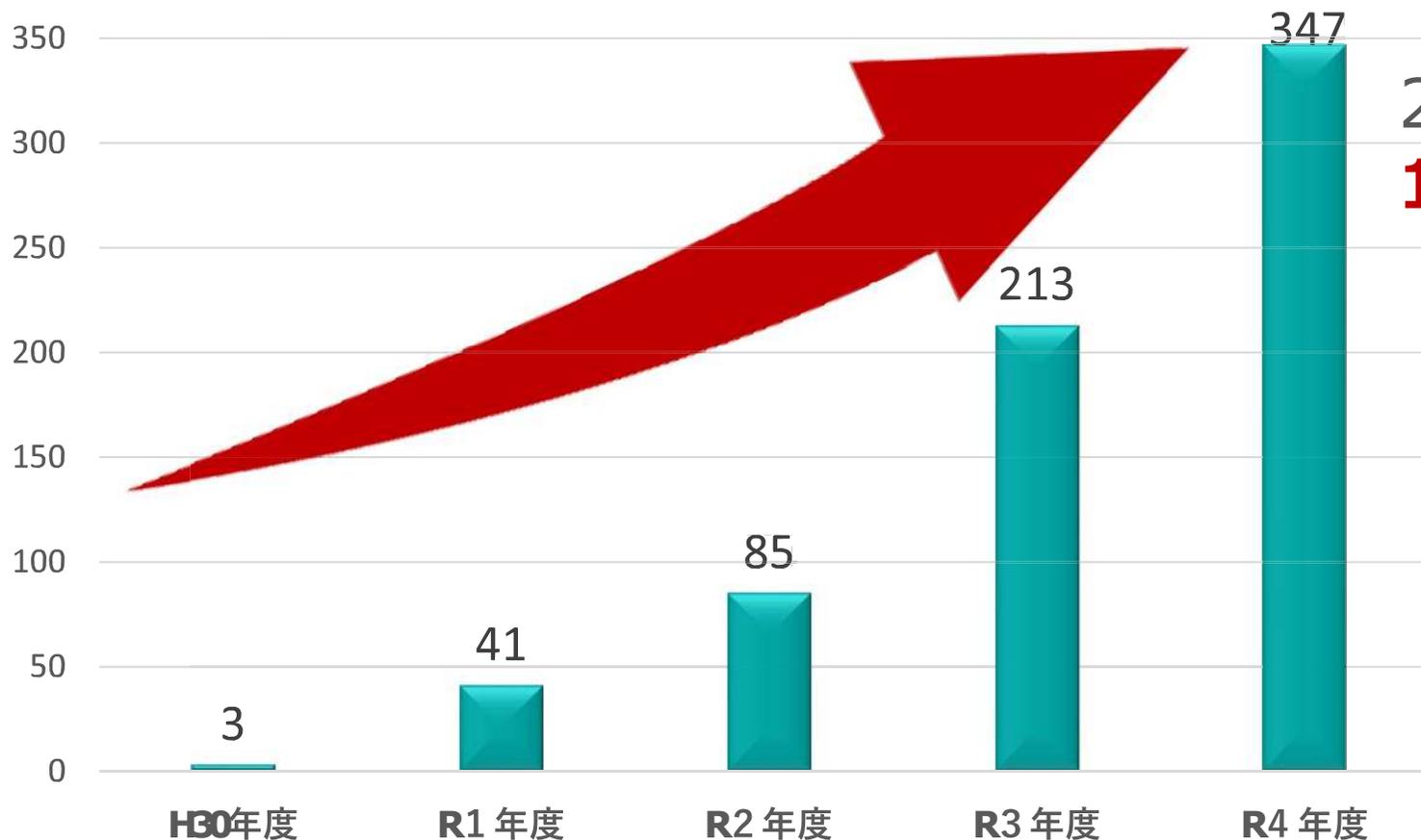
恋たま（SAITAMA出会いサポートセンター）登録者数等

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
利用登録者数 (男女内訳)	1,731人 男性1,136人 女性 595人	1,778人 男性1,071人 女性 707人	3,812人 男性2,017人 女性1,795人	4,281人 男性2,238人 女性2,043人	4,127人 男性2,393人 女性1,734人
利用登録者数 累計 (男女内訳)	1,731人 男性1,136人 女性 595人	3,509人 男性2,207人 女性1,302人	7,321人 男性4,224人 女性3,097人	11,602人 男性6,462人 女性5,140人	15,729人 男性8,855人 女性6,874人
交際組数累計	352組	1,346組	2,812組	6,106組	9,323組
お見合い数累計	1,017組	3,631組	7,319組	15,444組	23,712組

## 「恋たま」の実績②

(累計) 347組が成婚

(R4年度) 134組が成婚



2年連続  
**100組突破!**



恋たまイメージキャラクター  
「たまきち」

成婚組数  
(単年度)

(3)

(38)

(44)

(128)

(134)

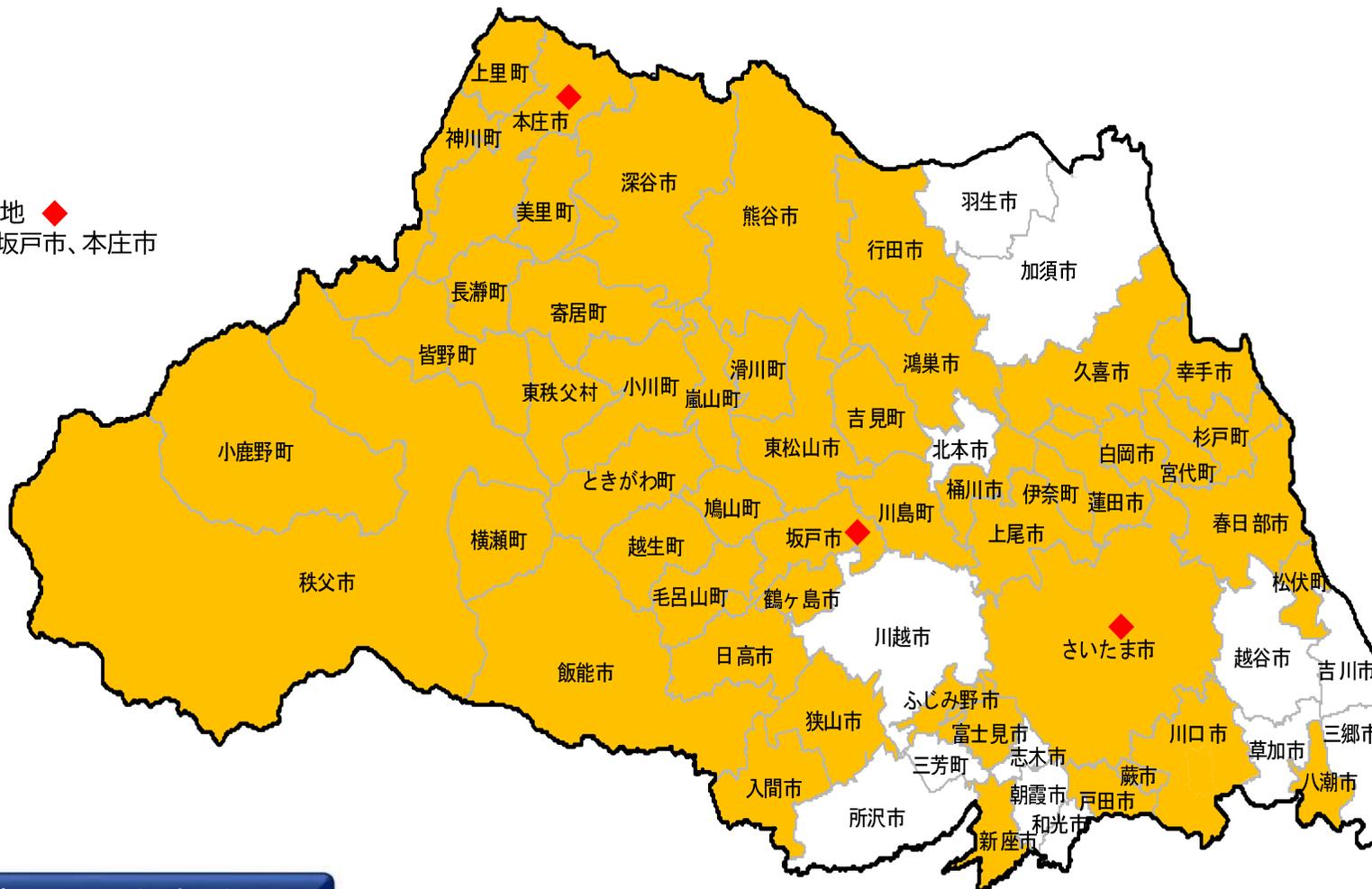
# SAITAMA 出会いサポートセンターについて



## 市町村会員の参加状況

**50** 市町村 (令和5年4月から新座市・白岡市・松伏町参加)

センター所在地 ◆  
さいたま市、坂戸市、本庄市



## 企業等会員の参加状況

**62** 企業・団体が事業に参加

## 参加メリット

### 1. 住民の方の利用負担軽減      利用登録料 16,000円 → 11,000円

- ・ 加入市町村の住民は、利用登録料 5 千円割引

### 2. 結婚支援施策に関するプロモーションの効率化

- ・ 結婚支援に関して恋たまが一元的に広報を行うことで、効率的なPRが可能
- ・ 貴団体の広報について、SNSによるリツイートやシェア等も可能

### 3. 利用実績の共有・活用

累計利用登録者数 **16,664** 人、お見合い組数 **25,942** 組、成婚退会数 **375** 組

(いずれも令和5年6月末時点)

**※参加費用：基礎額の3万円＋人口（18歳～49歳）に1円を乗じた額**

(令和5年度 結婚新生活支援事業)

## 結婚新生活支援事業について

### 事業背景

- 少子化の背景には、個々人の結婚や出産、子育ての希望の実現を阻む様々な要因が複雑に絡み合っているが、各種調査結果によれば、結婚や出産に踏み切れない理由として経済的理由等が挙げられている。
- 少子化の要因や課題には地域差があり、住民に身近な存在である地方公共団体が実施する、地域の実情に応じた取組を支援する必要がある。
- このことから平成28年度より、結婚に伴う新生活のスタートアップに係るコスト（新居の家賃、引越費用等）を支援する地方公共団体を対象に、国が支援額の一部を補助している。

### 少子化社会対策大綱(令和2年5月29日閣議決定)

- 実効性のある少子化対策を進めるため、住民に身近な存在である地方公共団体が、地域の実情に応じ、結婚、妊娠・出産、子育てしやすい環境の整備に取り組み、国がそのような地方公共団体の取組を支援する
- 地方公共団体が実施する新婚世帯の新生活のスタートアップ支援に係る取組を支援する

### 都道府県主導型市町村連携コース

総合的な結婚支援に取り組む都道府県が主導し、自治体間連携の促進により本事業を実施する市区町村の割合を面的に拡大する取組を重点的に支援。

- **補助対象** : 婚姻に伴う住宅取得費用、住宅リフォーム費用及び住宅賃借費用並びに引越費用
- **対象世帯** : 夫婦共に婚姻日における年齢が39歳以下かつ世帯所得**500万円未満**  
(事業実施自治体は、地域の実情に応じて年齢要件、世帯所得要件を設定可)
- **補助上限額** : 夫婦ともに29歳以下 : 60万円、左記以外 : 30万円 (いずれも1世帯当たり) (※)  
(事業実施自治体は、地域の実情に応じて補助上限額を設定可)  
結婚祝い金(現金)や金券等の支給、地域優良住宅の家賃低廉化に係る国の支援対象となる部分については対象外
- **補助率** : 2/3
- **実施要件** : ①都道府県が中心となり、本事業を実施する市区町村を面的に拡大する計画を策定、内閣府において審査。  
②事業拡大方策、今後の地域の取組推進に係る連携方策及び地域の実情・課題や取組を共有、議論するための協議会等を設置。  
(協議会等は管内全市区町村で構成するが、圏域単位としたブロック会議による設置も可)  
③都道府県が地域少子化対策重点推進交付金を活用して、結婚支援に関する重点メニューから1事業及び機運醸成に関する重点メニュー又は「結婚支援コンシェルジュ事業」から1事業(計2事業)を実施し、当該事業実施自治体との連携により実効性のある結婚支援を推進  
④事業実施期間中は適宜課題の抽出等を行うとともに、内閣府としてフォローアップを実施。

### 一般コース

- **補助率** : 1/2  
補助対象、対象世帯、補助上限額は上記連携コースと同じ

(※) 前年度補助上限額未満の支給世帯に対しては、前年度の補助上限額を限度に差額を継続して補助可(全コース)

# 結婚ムーブメント推進事業

## オンラインによる結婚相談

官民共同で設置した「SAITAMA出会いサポートセンター」（通称「恋たま」）で、身だしなみアドバイス等の丁寧な相談対応等を実施

### 内容

- ・ オンラインによる結婚相談 週2回
- ・ 各市町での出張相談会

### 市町村の参画内容

- ・ 出張相談会を実施するための会場の確保
- ・ SNSでのPR、チラシ・動画の掲示等による広報

## 結婚コンシェルジュ

結婚支援コンシェルジュの活用により、「恋たま」事業及び市町村が実施する結婚支援に対する取り組みの深化を図る。

### 内容

- ・ コンシェルジュの任用  
➔週5日フルタイム×2人
- ・ 各市町村や企業へのサポート・新規開拓

### 市町村の参画内容

- ・ コンシェルジュとの、課題や市町村の取組方針およびイベントやセミナーの開催情報の共有

## 子育てファミリー応援事業について

### 背景

- ◆核家族世帯の割合が高い
- ◆コミュニティの希薄化
- ◆新型コロナウイルス感染症の影響による交流の機会等の減少



「孤立感」「不安」を抱えた家庭が増加している

### 目的

- ◆県と市町村が連携して**ベビーギフト**を贈呈し、市町村と子育て世帯が確実につながる
- ◆「孤育て」や「ワンオペ育児」を防止し、育児負担を軽減する取組を開始



### 概要



#### 【内容】

県と市町村が連携し、市町村が実施する第1子以降への子育て支援事業に県が上乘せして、ベビーギフトとして贈呈

- ◆県：ベビーギフト（最大10,000円相当）
- ◆市町村：現金給付または現物給付

#### 【対象】

- ◆本事業に参加している市町村に在住
- ◆令和5年4月1日以降に出生した子がいる世帯

#### 【ギフトを申請】



- ◆未申請の家庭をフォローアップ
- ◆配送時等に見守り活動

#### 【参加市町村】（R5.7.14現在）

**48** 市町村

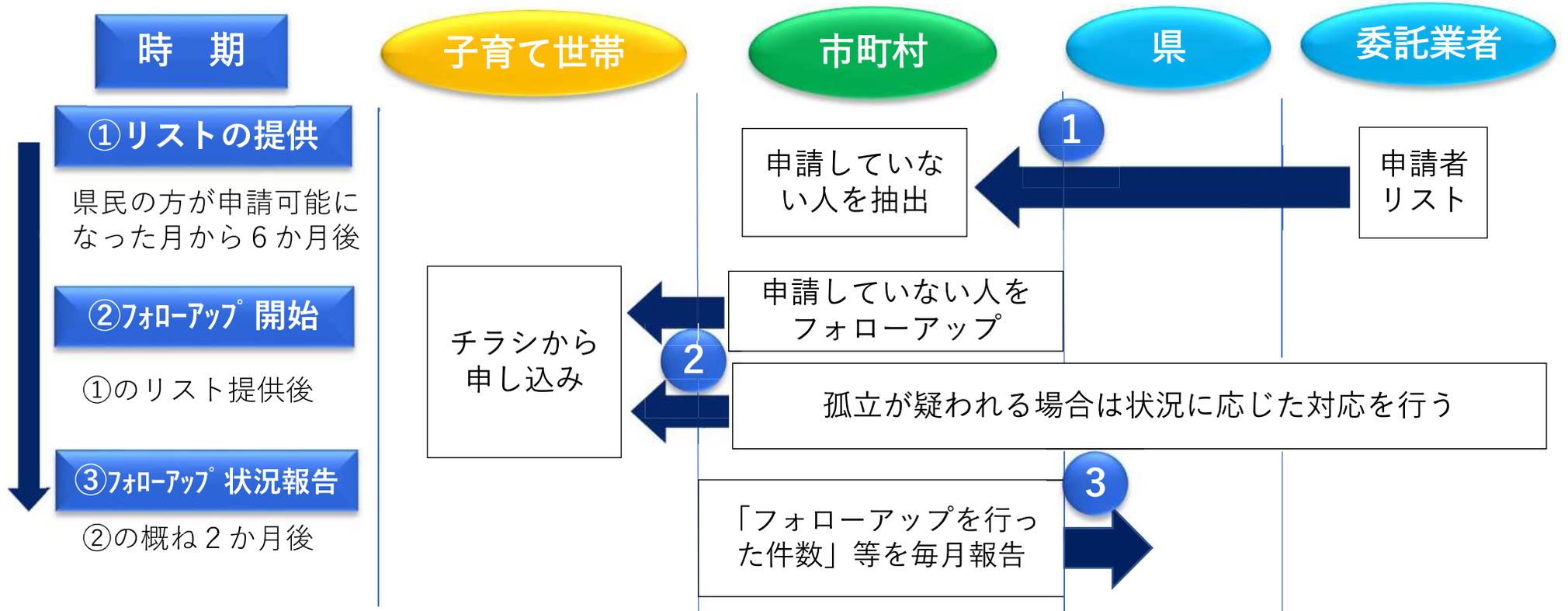
今後、新たに**10**市町村が参加予定



参加市町村の更なる拡大へ

# 子育てファミリー応援事業

## フォローアップのイメージ



### 補足

- 申請者リスト提供の例
  - A: R5年度当初から参加している市町村の場合  
令和5年4月、5月生まれ→令和5年11月に提供、令和5年6月生まれ→令和5年12月に提供
  - B: 年度途中から参加（7月から）している市町村の場合  
令和5年4月～7月生まれ→令和6年1月に提供、令和5年8月生まれ→令和6年2月に提供
- ギフトを乳幼児健診等の機会に手渡ししている市町村については、申請がない人について、フォローアップを行う。

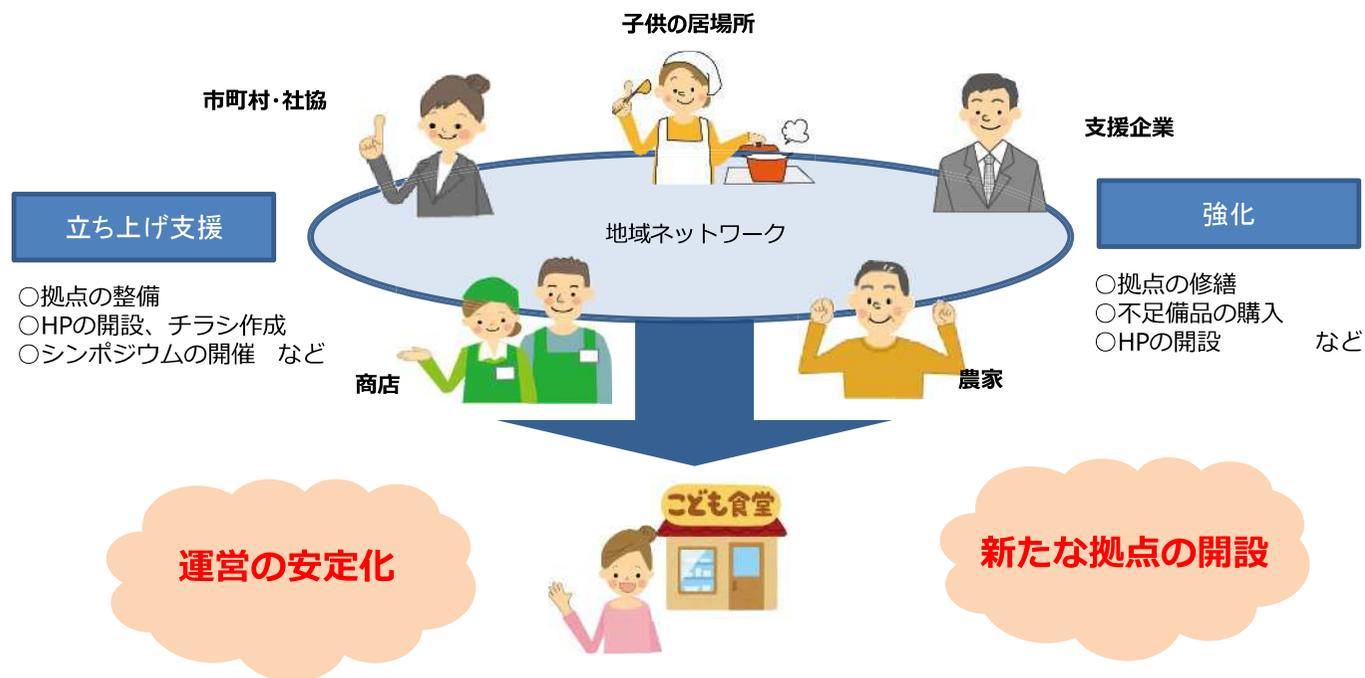
# 埼玉県子供の居場所等地域ネットワーク支援事業について

資料 5

## 【趣旨】

子ども食堂等の子供の居場所づくりを推進するため、子供の居場所団体等の活動を支える地域ネットワークに対し、補助金を交付する。

→拠点の立ち上げ・強化に必要な費用を補助し、地域ネットワークの立ち上げと拠点の設置を後押しすることで、地域内で課題が解決でき、活動が完結できる仕組みを構築する。



# 埼玉県子供の居場所等地域ネットワーク支援事業について

## 【概要】 ※要綱等抜粋

### (1) 補助対象者・補助金額

- ① 県域ネットワーク …… 上限500万円
  - ② 市町村域ネットワーク …… 上限300万円
- ※法人格は問わない。  
※補助率10/10

### (2) 補助対象事業

- 立ち上げ、機能強化を目的とした以下の事業
- ア 拠点の整備に関する事業
  - イ 活動の広報に関する事業
  - ウ 人材の育成に関する事業
  - エ 連携の強化に関する事業

### (3) 補助対象期間

令和5年6月1日から令和6年3月31日まで

### (4) スケジュール

- 補助申請受付① 令和5年 8月 1日 ~ 8月31日
- 補助金交付決定① 令和5年 9月
- 補助申請受付② 令和5年 11月 1日 ~ 11月30日
- 補助金交付決定② 令和5年 12月

### (5) 補助対象経費（抜粋）

補助対象期間に実施する補助対象事業実施に必要な次の経費。ただし、事業の実施により収入を得る場合は、その収入額を控除し、これを補助対象経費とする。

地方公共団体又は民間の助成機関から補助・助成を受ける事業と同一事業かつ同一費目については、補助の対象外とする。

経費の種類	詳細及び説明	
旅費	事業の実施に要する、団体スタッフ・アルバイト等の旅費・交通費 ・日当及び雑費は含めない。	
謝金	講師謝金、外部協力者に対する謝金（講師の旅費交通費を含む。）	
需用費	印刷製本費、消耗品費、燃料費、光熱水費、食糧費 ・食糧費は、事業目的達成のため真に必要なものに限る。	
役務費	通信運搬費（郵送料、運搬料など）、広告料、手数料、保険料	
備品購入費	長期間使用に耐えうる物品 ・事業目的達成のために真に必要なものに限る。	
工事費・ 修繕料	建物等の改修、外装・内装工事、設備類の設置工事 ・台所シンクや冷蔵庫等の物品を購入し、設置工事を行う場合は、物品購入費と工事費とを分けて計上し、物品は、備品購入費に計上し、備品として取り扱うこと。	注1
使用料・ 賃借料	会場借上料（付属設備使用料を含む。）、家賃、機材等の借上料	
その他の経費	上記費目以外で事業実施に関して必要な経費 ・その他の経費については、交付申請の前に県に協議し、認められた経費を補助対象経費とし、計画書において、その支出を明らかにすること。	

※家賃、燃料費、光熱水費及び通信運搬費等で、団体の運営上恒常的に発生する経費については補助対象外とする。

注1 備品購入費及び工事費・修繕料を計上するにあたっては、①備品購入又は工事・修繕の必要性、②事業終了後の管理・使用計画について説明書（A4判1枚程度、任意様式）を添付のこと。

## 方針

- 民法において協議離婚で定めるべき「子の監護について必要な事項」として、親子の面会交流が明示されている
- 面会交流が子供の健やかな成長に有意義であること、養育費を支払う意欲につながるものであるため、面会交流支援を行うことにより、面会交流の円滑な実施を図る

## 事業内容

- 1 面会交流の周知（受託団体HP内に掲載ページを作成）  
 県・市町村が協力し、面会交流の取決めの必要性や支援の流れをパンフレット等で説明  
 離婚により子供と離れて過ごす別居親に事業を知っていただき、面会交流を勧める
- 2 ひとり親からの相談対応、申込受付、支援対象・要件確認の実施
- 3 面会交流の調整・実施
  - ① 面会交流支援員の配置
  - ② 支援対象者：面会交流の取決めを行っていて支援について父母間で合意、児童扶養手当受給者と同等水準、概ね15歳未満の子供との面会交流を希望する別居親又は同居親
  - ③ 別居親、同居親の両者に対し事前面談、支援内容、方法、日程、実施頻度等を記載した面会交流支援計画を作成
  - ④ 面会交流当日の子どもの引き取り、相手方への引き渡し、交流の場に付き添うなどの援助を実施

## 面会交流支援事業の流れ



## 方針

- 離婚時に養育費や面会交流等についての取決めを行うケースが全国的に見ても少ない現状を踏まえ、県が主体となって県内全市町村に情報発信し、重要性についての周知を図る。
- ひとり親世帯とより密接な市の取組を3年程度バックアップし、将来的には自走してもらうことを前提に、制度導入の支援を行うとともに、県内各市への浸透を図っていく。
- ①離婚前、②離婚手続、③離婚後のそれぞれのステージで適切な支援を実施する。

## 1 離婚前

### ①離婚前親支援講座の実施

・弁護士等を講師とした講座を開催し、養育費や面会交流等の取決めの重要性を伝えるとともに、個別の相談会も実施する。  
さらに、当日参加できなかった方への録画配信等のフォローを行う。



## 2 離婚手続

### ①公正証書作成支援

・公正証書の作成支援  
(養育費や面会交流等)

### ②離婚協議等調停手続(ADR)支援

・調停の実施、調停合意書の作成支援

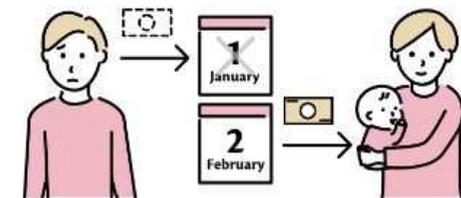


## 3 離婚後

### ①養育費保証の支援

・保証会社と養育費保証契約を締結するための支援

未払いが発生した場合  
発生翌月立替え



実施主体：各市

補助率：国1/2、県1/4、市1/4

※県による上乗せ補助は R6年度まで

## 1 こどもまんなか応援サポーターについて

こども家庭庁は、子供たちのために何がもっともよいことを常に考え、子供たちが健やかで幸せに成長できるような社会を実現するという「こどもまんなか宣言」の趣旨に共感・賛同し、その取組を応援し、自らもアクションに取り組む個人や地方自治体、団体や企業を、「こどもまんなか応援サポーター」と位置付けています。

## 2 埼玉県の「こどもまんなか応援サポーター」宣言

令和5年6月30日に、大野元裕知事、埼玉県のマスコット「コバトン」及び「さいたまっち」は、「こどもまんなか応援サポーター」を宣言しました。

各市町村におかれましても、「こどもまんなか応援サポーター」を宣言していただく他、「こどもまんなか」のアクションを起こしていただくようお願いいたします。

★埼玉県「こどもまんなか応援サポーター」宣言動画★

[https://youtu.be/5n4GIca0W\\_E](https://youtu.be/5n4GIca0W_E)

